字谷後二三三、二四五の一、大字南浦字天満ノ上三九五一の一、三九五五の二、字丑ノ谷三八三〇の一、字矢ノ川口スボ二三八から二三九〇まで、二三九一の一、二三九一の二、二三九二から二三九七まで、字矢ノ川三田谷二四〇一から二四〇三まで、二四〇六から二四〇九まで、二四一九、二四二〇、二四二二から二四二四まで、二四三七、二四四一、二四四三から二四四五まで、二四四六の二、二四四八、二四四九、二四五三から二四五五まで、二四五四の一、二四五五の一、二四五六の一、二四六〇の一、二九〇三の三、二九〇三の六から二九〇三の一〇まで、二九〇三の一四、二九〇三の二一、字矢ノ川赤間畑二四六二の一、二四六三の一、北浦西町一三七四の三、三木浦町字滝ノ山二九四の二から二九四の五まで（以上四筆国有林）、二九四の一、二九七の二、賀田町字波後四五、字中山一二五三の二二〇（国有林）、一二五三の三一から一二五三の三八まで、一二五三の五五、一二五三の五七、一二五三の六一、一二五三の八九、一二五三の一七一、一二五三の一九五、一二五三の一九六、一二五三の一九八、一二五三の二〇五、一二五三の二一〇、字横手山一二四七の三、字北山一二四八の一、字門ケ山一一八七の二、字灰ノ山一二〇五の三、一二〇七、一二〇八の一から一二〇八の三まで、字奥ノ灰山一二〇九の一（次の図に示す部分に限る。）、一二〇九の二、九鬼町字中村七八八、七八九、字白嶋九四二の一一・九四二の一二・九四二の一六・九四二の一九（以上四筆国有林）、九四二の一から九四二の三まで、九四二の一三から九四二の一五まで、字瀧ノ頭九四三の二・九四四の四・九四四の五（以上三筆国有林）、九四三の一、九四四の一から九四四の三まで、九四四の六、九六六、九六六の一、九六七、字人渡大鍋山九六九の八・九六九の九・九六九の一四・九六九の一五（以上四筆国有林）、九六八、九六九の一、九六九の二、九六九の一〇から九六九の一三まで、九七五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南又一九一一の一・字三浦谷二二三の一・字谷後二三三・二四五の一・字丑ノ谷三八三〇の一・北浦西町一三七四の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに尾鷲市役所及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三重県松阪市飯高町草鹿野字トオシ谷九の一、一〇、飯高町太良木字平田八八の二・八八の四・八八の七・一七〇の五・一七〇の六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八八の三、八八の六、一一二、一四八、一四九の一、一四九の二、一五〇、一六〇、一七〇の七、一七〇の三二、字奥山一七六の一、一七六の三、一七六の五、一七六の七、飯高町赤桶字杉又六四五、六四五の二、八三七、八四一の二、八四二、字トシ谷六七一、六八三から六八五まで、六八八から六九一まで、飯高町月出字アカユワ二六〇・二六一・二六三の一・二六四から二六七まで・五六四の一一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二六八、五六四の七から五六四の一〇まで、五六四の一二から五六四の一四まで、五六四の一八、五六四の二三、五六四の二五から五六四の二七まで、字シラカミ五六三の四一・五六三の四四・五六三の四六・五六三の四九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五六三の四二、五六三の四三、五六三の四五、五六三の四八、五六三の五一、字クツレ一四七の一、一四八の一、一四八の二、一五〇、一五一、一五三、一五四、字コダワ一六〇、一六二、一六三、一六五から一六九まで、一七三の一、一七三の三、一八二、字細野一八四、一八五の一、一八五の二、二〇七、字ノキタニ一八八の一から一八八の三まで、一八九の一、一九〇から一九二まで、二〇六、二五八の一、字シリビラ二五九・二五九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、飯高町栃谷字鈴又一七五の八（次の図に示す部分に限る。）、一七五の一から一七五の七まで、一七五の一一、飯高町田引字岩井谷一四〇二・一四〇五・一四〇七・一四五八・一四五九・一四六〇の一・一四六六・一四六七（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一三八九、一三九〇、一三九二から一三九四まで、一三九六、一三九八、一三九九、一四〇〇の一、一四〇八、一四〇八の一、一四〇八の二、一四一四、一四一五、一四一九から一四二二まで、一四二四、一四二七、一四二八、一四二九の一、一四三〇、一四三二、一四三四、一四三四の一、一四四四、一四四五の二、一四四五の三、一四四五の五、一四四五の一〇から一四四五の一二まで、一四四五の一八、一四四五の四三、一四四五の四五、一四四七、一四五七、一四六〇、一四六四、一四六五、一四六八から一四七〇まで、一四七三から一四七七まで、字小谷三八四、三八五、三八六の九、三九九の一、飯高町富永字岩本五五二の一、六九六、六九七、六九七の一、六九八の一、六九九の一、飯高町加波字細野二七七・二八二・二八三の二・二八四・二九〇の一・二九八の三・三〇二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二八〇、二八一、二八三、二八三の一、二八五から二八七まで、二八九から二九七まで、二九一の二から二九一の四まで、二九八の一、二九八の四、二九八の五、二九九、飯高町桑原字井ノ谷三八五の一、飯南町向粥見字長入二六八九の一（次の図に示す部分に限る。）、二六八五の一、多気郡大台町久豆字浦平四五九の一、四六〇の一、四六二の一、四六三の三、字カシ谷四七二の三、字奥ケ谷四八一の一、唐櫃字八カセ六四〇・六四五の一・六四六・六四七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、六四四、六四五の三、六四九、六五〇、字中原一三二、一三三、字登リ一三四、字黒石六五一、六五三、字日ノ浦八一四の一四、八一四の一五、字足谷口四九五の二、四九六から四九八まで、四九八の一、五〇二、五〇二の二、五三二から五三八まで、五三六の一、薗字大岩谷一一〇一、一一〇二、字頭司谷一一〇三、字獅子穴一一七〇の一、一一七〇の二、岩井字細渕平五四の一、五五、字持山谷一四六の一一、一四六の一二、一四七、一四八、一五〇の二、一五一、一五二の二、字石垣外一七七、一七七の一、一七八の一、一八三、一八三の一、一八四、一九三の一、字向大瀬二五一、二五八、明豆字下山一七九の五八、一七九の五九、二一三の一、字下沖一八〇、二一二、二一三、滝谷字井戸谷三二八の二、三二八の三、三三九、三三〇の一、字木戸口一一七、一一八、一六五の一、一七三の一、一七四の一、一七五の一、字家ノ奥三三一、字雲母三三五、三三五の一、天ケ瀬字不動ノ上四八四から四八六まで、四八四の一、四八六の一、字大生三三九から三四二まで、字大生ノ上四九八、小切畑字向井切五四六、五四七、栗谷字トノ切一二三九、一二三九の一、字大田二二二の六、檜原字池ノ谷三一九の一・三二一の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一一、三一一の一、三一一の二、熊内字平谷西五六八・五六九・五七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五六六、五六七、五七〇、五七二、五七六、五八三、字平谷五七四、五七五、六二一、字大谷四六九（次の図に示す部分に限る。）、四五一、四五二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字トオシ谷九の一・一〇・字平田一四八・一五〇・一七〇の六・字奥山一七六の三・一七六の五・字浦平四五九の一・四六〇の一・四六二の一・四六三の三・字カシ